

# 市・県民税、所得税の申告

2月15日(金)～3月15日(金)

※申告期間中は市役所税務課窓口での申告相談・受付はできません。

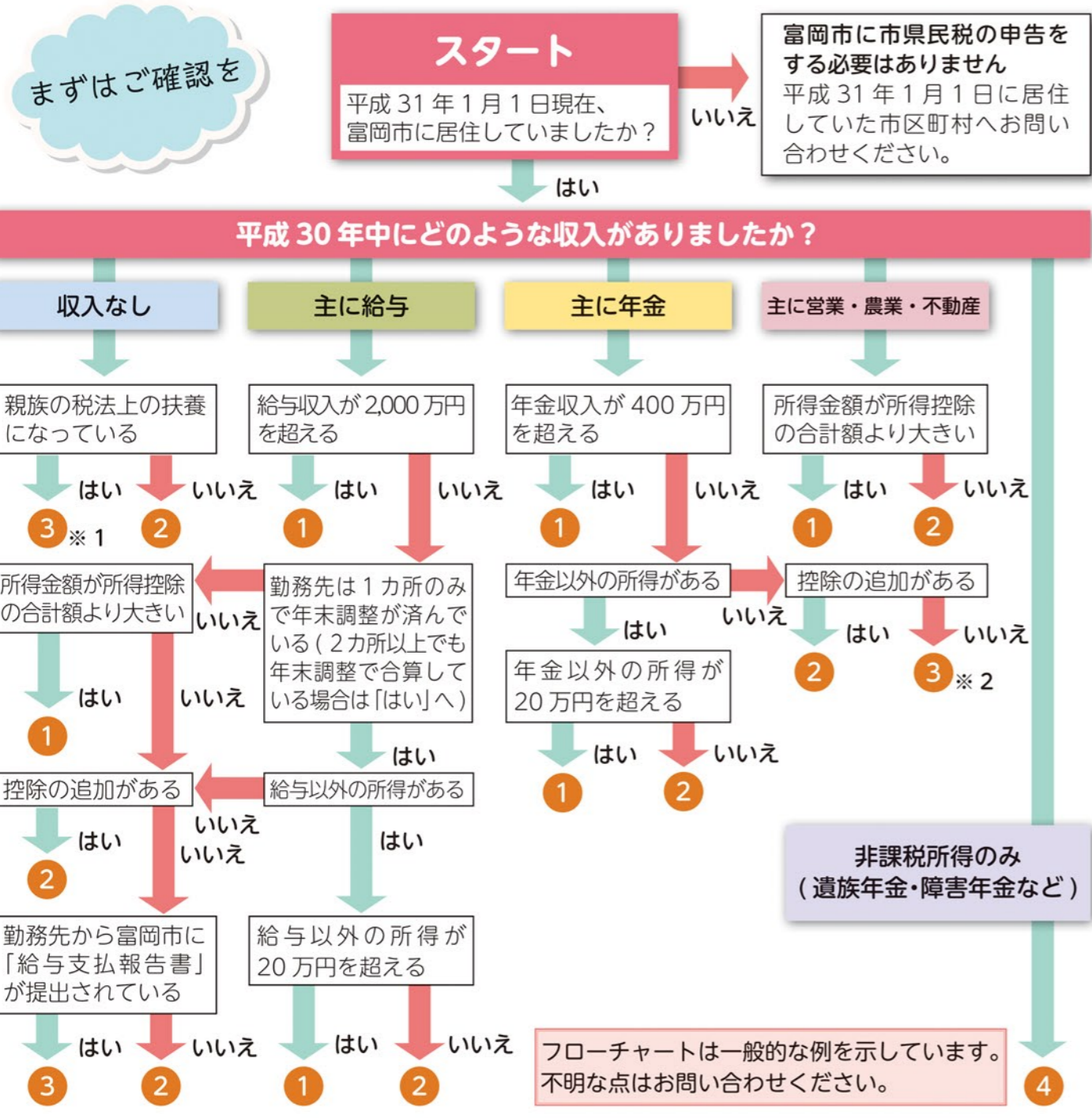
平成31年度の市・県民税は、平成30年中の所得を基に計算されます。確定申告をしなくてもよい場合でも、市・県民税の申告はしなければならぬ場合があります。必ず期限内に申告・納税を済ませましょう。



**問い合わせ**  
 ●市・県民税に関すること  
 税務課 (☎内線 1175・1176)  
 ●確定申告などに関すること  
 富岡税務署 (☎63-2235  
 ※自動音声案内)

**申告が必要な人**  
 (次ページのフローチャートを参照)  
 ①平成31年1月1日現在、富岡市に住所がある人で、次のいずれかに該当する人  
 ▼営業・農業などの事業を営んでいる人  
 ▼不動産所得(地代・家賃・駐車場料・広告料など)・配当所得・一時所得(生命保険契約に基づく満期返戻金など)・雑所得などがある人  
 ▼国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人で、所得がなく、誰の扶養親族にもなっていない人  
 ②平成31年1月1日現在、富岡市に住所があり、給与所得がある人で、次のいずれかに該当する人  
 ▼勤務先から市に給与支払報告書の提出がない人  
 ▼給与所得以外に所得がある人  
 ▼平成30年中に中途就職・退職などにより、勤務先で年末調整をしていない人

※所得税の確定申告をする人や給与所得のみで年末調整が正しく済んでいて、勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている人は、市・県民税の申告は必要ありません。  
 ●市・県民税の申告相談 受付を、申告期間中に市役所や公民館で行います。日時や会場など詳しくは、12ページをご覧ください。  
**申告を忘れると...**  
 遺族年金や障害年金などの「非課税所得」のみを受けている人や、前年中に全く所得がなかった人でも、申告書を提出することにより、所得証明などの税証明、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減、国民年金保険料の免除、介護保険料・保育料や市営住宅家賃などの算定の資料になります。提出しないと所得の有無が判断できず、申告の催促などご迷惑をお掛けする場合がありますので、期限内に忘れずに申告してください。



1	所得税・復興特別所得税の確定申告が必要です	所得税・復興特別所得税の確定申告書を提出すれば市県民税の申告は必要ありません。確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当事項を必ず記入してください。
2	市県民税の申告が必要です	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
3	確定申告・市県民税の申告は必要ありません	「※1」の人で所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告が必要です。「※2」の人で所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
4	市県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置、国民年金保険料の免除申請を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告が必要です。

**要介護認定を受けた人の障害者控除を受けるための手続き**

**問い合わせ** 高齢介護課 (☎内線 1148)

市・県民税や所得税の申告で「障害者控除対象者認定書」を添付することにより、障害者控除が受けられます。本人や扶養親族が右の要件に該当し、交付を希望する人は高齢介護課(行政棟1階)へ申請をしてください。

**対象要件** 次の全ての条件を満たす人(平成30年12月31日現在)  
 ▶65歳以上の人 ▶身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていない人 ▶要介護認定(要介護1～5)を受けていて市の判断基準を満たす人

**持参する物** 介護保険被保険者証、身分証明書(運転免許証など)